

令和4年度 第1回羽島市子ども・子育て会議 会議録（要旨）

日 時	令和5年2月24日（金）午後1時30分～午後3時30分
場 所	羽島市役所 3階 301会議室
出席者	<p>（委員）出席者8名 布原佳奈会長、高砂房子副会長、浅野直美委員、山本千佳委員、長島秀賢委員、浅野美保委員、須賀理佳委員、仲井由梨委員</p> <p>（事務局）10名 松井市長、横山健幸福祉部子育て・健幸担当部長、熊崎健幸福祉部次長（兼）子育て・健幸課長、橋本健幸福祉部次長（兼）子育て・健幸課健幸担当課長、南部学校教育課長、木村福祉課長、佐藤保険年金課長、加藤子育て・健幸課子ども家庭センター所長、八島子育て・健幸課子育て担当課長補佐（兼）子育て支援係長、小森子育て・健幸課幼保支援係長</p>
内 容	<p>1 開会</p> <p>2 あいさつ</p> <p>3 議事 （1）子ども・子育て支援事業の進捗状況について 一事務局より資料に基づき説明—</p> <p>（委員）放課後児童教室で心配な子どもの姿があった時に、支援員の先生と学校との連携や、また市の各担当課の連携はどのように取り合っているか。</p> <p>（事務局）放課後児童教室と学校とは、日頃から連絡や連携をとっており、何かトラブル等が起きたときに、すぐに相談したケースもあり、できる限り、風通しのよい連携体制の構築に努めている。また、市の各担当課の連携については、新庁舎になったことで、1階の子育て担当の部署と3階の教育委員会が比較的連絡の取りやすい環境になったので、すぐに顔を合わせた連携をとっているところである。</p> <p>（委員）令和5年度の拡充事業の校内適応指導教室開設事業について、保健室登校との違い、各小中学校への設置されるのか、また対応する方など、事業の詳細はどうか。</p>

(事務局) 既存の適応指導教室は学校施設とは違う場所で開設されているが、令和5年度から新たに設置する校内適応指導教室は、学校の施設内の空き教室に開設予定であるので、学校復帰を目指しているお子さんにとって、より学校の学習に近い環境で、学習の支援ができると考えている。また、市北部の学校1か所に開設予定で、その学校のお子さんだけでなく、市内の他の学校のお子さんも申請があれば、相談のうえ、利用可能と考えている。学校の保健室はその学校のお子さんしか行けないが、今回新たに開設する校内適応指導教室は市内全学校のお子さんが通える場所という点で異なっている。対応する職員は、市の支援員である教育相談員の配置を予定している。さらに、一定の条件を満たすことにより、出席扱いにできるので、お子さんたちにとっても新たな居場所づくりとして活用していきたい。

(委員) 幼稚園や保育所に入ってくる子たちに、発達支援が必要な子が増えていると感じる。発達支援センターや発達支援の事業所等を増やしたり、インターネットによる相談や指導ができるところを増やしたりするとよいと思うがどうか。

(事務局) 市委託の就学前障がい児等の一般相談を、現在も継続的に実施している。また、関係機関との連携も、引き続き進めていきたいと考えている。

(委員) 伴走型相談支援について、妊娠8か月、出生届出時の面談など同じ保健師さん等同じ方が会話をするということが大事だと言われているが、どうか。また産後ケアについて、利用実績が1～2名と少なく感じるが、アウトリーチ型の産後ケアの検討はどうか。

(事務局) 伴走型相談支援について、同じ者が毎回面談できると良いと思うが、地区担当で行っているため、全ての回で同じ者が行うことは困難である。ただし、赤ちゃん訪問やその後については、担当保健師等が中心となって支援をする体制があるので、引き続き継続していきたいと考えている。

産後ケアについて、実際のところは、こんにちは赤ちゃん訪問や、月に1回に行っている乳児相談において、助産師が対応することもある。現実的にはアウトリーチや、来ていただいて対応させていただくという事は行っているので、1～2名の方にのみ、やっている訳ではない。

(2) 第2期羽島市子ども・子育て支援事業計画の中間年の見直しについて

—事務局より資料に基づき説明—

(委員) 放課後児童教室の定員数について、各教室によって増加傾向の教室など色々あると思うが、利用見込みに対する定員の管理はどうか。また、保育園等の利用について、近くの保育園へ入れると良いと思うが、定員がいっぱいで近くの保育園へ入れない場合、遠い保育園に定員に空きがある場合、どうか。

(事務局) 放課後児童教室の定員数について、今回の中間見直しにおいて変更は行っていない。児童数や利用者数が増加傾向の小学校もあるが、定員数を超えた利用までではない状況である。また、保育園等について地域の需要に偏りがあり、必ず希望する保育園等に入れることも難しい場合もあり、市全体として需要に対する必要な定員数を満たせる形で取り組んでいる状況である。

(3) 子育て支援企業の認証及び表彰について

—事務局より資料に基づき説明—

羽島市子育て支援認証企業表彰企業の審査については、羽島市情報公開条例第9条第1項第2号、法人等に関する情報に該当するため非公開。

4 その他

—事務局より今後の会議日程、次期子ども・子育て支援事業計画策定に向けたスケジュール等を報告—

5 閉会